

住んでいない物件を新しい利用者へ

市では、所有者などが継続して維持管理することができない空き家を有効活用するため「空き家バンク」を開設しています。

全国的に増える空き家

近年、地域における人口減少や高齢化による生活形態の変化などにより、住宅を中心とした空き家が全国的に増加しています。

適切な維持管理を行わないまま空き家を放置していると、倒壊したり不審者が侵入したりするなど、地域住民の生活環境にさまざまな悪影響を及ぼす可能性があります。

また、空き家が原因で隣家などへ被害を与えたときは所有者の責任になることがあります。場合によっては、相続権のある人にも責任が及ぶことがあるので注意が必要です。

空き家を有効活用しませんか

空き家の修繕や敷地内の樹木の伐採などは所有者などが行う必要があります。市では、継続的な維持管理が難しい場合に「空き家バンク」の利用をお勧めしています。空き家バンクは市内に空き家（戸建て）を持ち、賃貸・売買を希

望する人と、空き家を利用したい人をつなぐ制度です。物件情報を登録することで空き家バンクホームページ（http://www.akiya-na.com/unari/akiya_bank）などで公開され、物件を利用したい人からの希望を募ることができます。

契約手続きは仲介業者が行います

空き家バンクの利用者が安心して手続きできるように、契約などについては市と協定を結んでいる千葉県宅地建物取引業協会印旛支部の会員が仲介します。なお、仲介手数料がかかります。

利用の流れ

空き家を所有している人

① 建築住宅課（市役所5階）または空き家バンクホームページにある物件登録申込書などを同課へ提出する

② 市職員などの立ち会いの下、現地調査を行い、契約内容や修繕の有無について確認する

③ 市が同ホームページなどで物件

情報を公開する

④ 空き家を利用したい人から申し出があり次第、千葉県宅地建物取引業協会の仲介の下、契約を結ぶ

空き家を利用したい人

① 建築住宅課または空き家バンクホームページにある利用者登録申込書などを同課へ提出する

② 同ホームページなどで空き家の登録情報を確認し、見学を希望する物件があれば同課へ☎20・1564へ連絡する

③ 市職員などに見学を行い物件の状態や契約内容などを確認する

④ 利用する空き家を決めたら、千葉県宅地建物取引業協会に仲介を依頼し、契約を結ぶ

※くわしくは建築住宅課へ。

空き家バンクの利用イメージ図

